

建設委員会・分科会

【議案関係・別冊】

秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例等の一部を改正する条例案
新旧対照表

○秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部改正	1
○秋田県道路占用料徴収条例の一部改正	1
○秋田県河川流水占用料等徴収条例の一部改正	2
○秋田県公共海岸占用料等徴収条例の一部改正	2
○砂防法施行条例の一部改正	3
○秋田県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部改正	3
○秋田県立都市公園条例の一部改正	3
○秋田県十和田湖公共下水道条例の一部改正	19
○秋田県港湾施設管理条例の一部改正	19
○秋田県入港料徴収条例の一部改正	36
○秋田県空港管理条例の一部改正	37
○秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例の一部改正	39

秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部改正（第一条第一号による改正）

<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>（使用料等の額） 第十一条 略 2 収益料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・一〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。</p>	<p>（使用料等の額） 第十一条 略 2 収益料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。</p>

秋田県道路占用料徴収条例の一部改正（第一条第二号による改正）

<p>新</p>	<p>旧</p>
<p>（占用料の額） 第二条 略 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・一〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・一〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。</p>	<p>（占用料の額） 第二条 略 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。</p>

秋田県河川流水占用料等徴収条例の一部改正（第一条第三号による改正）

新	<p>（流水占用料等の徴収及び額）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 流水占用料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・一を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、許可又は登録をした占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、各年度ごとに同表に定めるところにより計算した額に一・一を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 土石採取料その他の河川産出物採取料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・一を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。</p>	旧	<p>（流水占用料等の徴収及び額）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 流水占用料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、許可又は登録をした占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、各年度ごとに同表に定めるところにより計算した額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 土石採取料その他の河川産出物採取料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。</p>
---	--	---	---

秋田県公共海岸占用料等徴収条例の一部改正（第一条第四号による改正）

新	<p>（占用料等の額）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 土石採取料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・一を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。</p>	旧	<p>（占用料等の額）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 土石採取料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。</p>
---	--	---	---

砂防法施行条例の一部改正（第一条第五号による改正）

新	<p>（占用料等の額） 第十六条 略</p> <p>2 土石採取料の額は、別表に定めるところにより計算した額に―― ・一 を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。</p>	旧	<p>（占用料等の額） 第十六条 略</p> <p>2 土石採取料の額は、別表に定めるところにより計算した額に―― ・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。</p>
---	---	---	---

秋田県港湾区域及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部改正（第一条第六号による改正）

新	<p>（占用料等の額） 第九条 略</p> <p>2 土砂採取料の額は、別表に定めるところにより計算した額に―― ・一 を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。</p>	旧	<p>（占用料等の額） 第九条 略</p> <p>2 土砂採取料の額は、別表に定めるところにより計算した額に―― ・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。</p>
---	--	---	--

秋田県立都市公園条例の一部改正（第二条による改正）

新	<p>別表（第十四条、第二十三条関係） 一 法第五条第一項の規定により公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料</p> <p style="text-align: center;">区分</p> <p>使用料の額（使用面積一平方メートルにつき一年）</p> <p style="text-align: center;">略</p>	旧	<p>別表（第十四条、第二十三条関係） 一 法第五条第一項の規定により公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料</p> <p style="text-align: center;">区分</p> <p>使用料の額（使用面積一平方メートルにつき一年）</p> <p style="text-align: center;">略</p>
---	---	---	---

公園施設の管理の許可を受けて使用する公園施設		一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の八・八を乗じて得た額		
備考				
一 三 略				
四 土地の使用期間が一月未満であるときの当該土地の使用料の額は、備考三の規定により計算した額に一・一を乗じて得た額とする。				
五 略				
二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占有する場合の使用料 (表 略)				
備考				
一 三 略				
四 都市公園の占有(施設及び一月に満たない土地の占有に限る。)に係る使用料の額は、この表に定める額に一・一を乗じて得た額とする。				
五 九 略				
三 第四条第一項各号に掲げる行為をする場合の使用料				
区分	行商、募金その他これらに類する行為 業として行う写真 又は映画の撮影	写真	一人につき一日	八九〇円
			写真機一台につき一月	二一、一七〇円
興行	映画	写真	一人につき一日	一七〇円
			写真機一台につき一月	一四、一七〇円
興行	秋田県立北 欧の杜公園 のイベント	写真	一人につき一日	二五〇円
			写真機一台につき一月	三〇、二五〇円

公園施設の管理の許可を受けて使用する公園施設		一平方メートル当たりの公有財産台帳価格に百分の八・六四を乗じて得た額		
備考				
一 三 略				
四 土地の使用期間が一月未満であるときの当該土地の使用料の額は、備考三の規定により計算した額に一・〇八を乗じて得た額とする。				
五 略				
二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占有する場合の使用料 (表 略)				
備考				
一 三 略				
四 都市公園の占有(施設及び一月に満たない土地の占有に限る。)に係る使用料の額は、この表に定める額に一・〇八を乗じて得た額とする。				
五 九 略				
三 第四条第一項各号に掲げる行為をする場合の使用料				
区分	行商、募金その他これらに類する行為 業として行う写真 又は映画の撮影	写真	一人につき一日	八七〇円
			写真機一台につき一月	二〇、七八〇円
興行	映画	写真	一人につき一日	九一〇円
			写真機一台につき一月	一三、九一〇円
興行	秋田県立北 欧の杜公園 のイベント	写真	一人につき一日	七〇〇円
			写真機一台につき一月	二九、七〇〇円

上競技	県営陸								球場	県営野	
	貸切使用									貸切使用	
スポーツに	アマチュア		その他の催物に使用するとき								
一般	休日・日曜・土曜		平日	児童・生徒	学生	一般	児童・生徒	学生	一般		
八、九、	〇円一五、九、一		〇円一三、七、	き	一時間につ	き	き	一時間につ	き	一時間につ	で
四、一	〇円七二、八、二		〇円九〇、〇、一	四六〇円	六〇〇円	一時間につ	三〇〇円	一時間につ	四一〇円	一時間につ	で
四、二	〇円八七、七、四		〇円〇三、八、一	〇円六七、三、	〇円八九、四、	四、	〇円四五、二、	二、	〇円二六、三、	三、	

上競技	県営陸								球場	県営野	
	貸切使用									貸切使用	
スポーツに	アマチュア		その他の催物に使用するとき								
一般	休日・日曜・土曜		平日	児童・生徒	学生	一般	児童・生徒	学生	一般		
七、九、	〇円八〇、八、一		〇円〇〇、七、	き	一時間につ	き	き	一時間につ	四〇〇円	一時間につ	で
四、一	〇円二〇、八、二		〇円七〇、〇、一	四五〇円	六〇〇円	一時間につ	三〇〇円	一時間につ	四〇〇円	一時間につ	で
四、二	〇円〇〇、七、四		〇円七〇、七、一	〇円六〇、三、	〇円八九、四、	四、	〇円四〇、二、	二、	〇円二〇、三、	三、	

場										県営補 助陸上 競技場																							
略										貸切使用																							
使用すると き					その他の催 物に使用す るとき					アマチュア スポーツに 使用すると き					その他の催 物に使用す るとき																		
日曜		日曜		土曜		平日		児童		徒・生		学生		一般		略		休日		日曜		土曜		平日		児童		徒・生		学生			
四	五	三	一	〇	四	五	〇	〇	七	一	〇	六	三	三	〇	三	〇	〇	三	九	三	〇	八	四	一	〇	六	四	〇	〇	六	四	〇
九	八	〇	二	〇	四	七	〇	〇	三	二	〇	九	四	四	〇	八	〇	〇	八	八	五	〇	二	二	〇	〇	八	六	〇	〇	七	七	〇
四	三	四	三	〇	八	二	一	〇	〇	四	〇	五	八	八	〇	〇	七	三	〇	一	九	〇	〇	七	三	〇	四	一	一	〇	六	五	〇

場										県営補 助陸上 競技場																							
略										貸切使用																							
使用すると き					その他の催 物に使用す るとき					アマチュア スポーツに 使用すると き					その他の催 物に使用す るとき																		
日曜		日曜		土曜		平日		児童		徒・生		学生		一般		略		休日		日曜		土曜		平日		児童		徒・生		学生			
二	〇	三	一	〇	三	五	〇	〇	七	一	〇	五	五	三	〇	三	〇	〇	六	八	三	〇	六	四	一	〇	五	四	〇	〇	五	四	〇
六	〇	〇	二	〇	三	七	〇	〇	三	二	〇	八	五	四	〇	〇	〇	〇	八	七	五	〇	八	一	二	〇	七	六	〇	〇	五	〇	〇
八	〇	三	三	〇	六	二	一	〇	〇	四	〇	四	〇	八	〇	〇	〇	〇	四	六	九	〇	四	六	三	〇	二	一	一	〇	二	〇	〇

県営球技場				略	
貸切使用				略	
アマチュアスポーツに使用するとき				略	
その他の催物に使用するとき				略	
休日・曜日	平日	児童・生徒	一般	略	休日・曜日
○ 八 一 き に 一 円 八 三 つ 面	○ 一 一 き に 一 円 〇 一 つ 面	○ 四 三 き に 一 円 一 三 つ 面	○ 三 七 き に 一 円 八 七 つ 面	略	○ 円
○ 五 六 き に 一 円 五 四 つ 面	○ 二 八 き に 一 円 三 一 つ 面	○ 六 五 き に 一 円 五 五 つ 面	○ 一 二 き に 一 円 七 一 つ 面	略	○ 円
○ 四 八 き に 一 円 三 七 つ 面	○ 三 九 き に 一 円 三 二 つ 面	○ 〇 九 き に 一 円 七 九 つ 面	○ 五 九 き に 一 円 六 一 つ 面	略	○ 円

県営球技場				略	
貸切使用				略	
アマチュアスポーツに使用するとき				略	
その他の催物に使用するとき				略	
休日・曜日	平日	児童・生徒	一般	略	休日・曜日
○ 三 一 き に 一 円 〇 三 つ 面	○ 九 〇 き に 一 円 〇 一 つ 面	○ 三 三 き に 一 円 五 三 つ 面	○ 二 七 き に 一 円 五 七 つ 面	略	○ 円
○ 七 五 き に 一 円 〇 四 つ 面	○ 九 七 き に 一 円 〇 一 つ 面	○ 五 五 き に 一 円 五 五 つ 面	○ 九 一 き に 一 円 五 一 つ 面	略	○ 円
○ 〇 七 き に 一 円 〇 七 つ 面	○ 八 八 き に 一 円 〇 二 つ 面	○ 九 八 き に 一 円 〇 八 つ 面	○ 二 九 き に 一 円 〇 一 つ 面	略	○ 円

運動広 場	貸切使用	野球広 場	貸切使用	貸切使用以外の使用	アーチ エリー 場	貸切使用	投てき 場	貸切使用	県営庭球場						
									略	略	略	人工 芝 コ ト			
									略	略	略	土曜 日・ 日曜 日・ 休日			
一面一時間につき 一、二二〇円	一時間につき 三二〇円	一時間につき 四一〇円	略	略	略	略	略	略	略	略	略				
												略	略	略	略
												略	略	略	略

運動広 場	貸切使用	野球広 場	貸切使用	貸切使用以外の使用	アーチ エリー 場	貸切使用	投てき 場	貸切使用	県営庭球場						
									略	略	略	人工 芝 コ ト			
									略	略	略	土曜 日・ 日曜 日・ 休日			
一面一時間につき 一、二〇〇円	一時間につき 三〇〇円	一時間につき 四〇〇円	略	略	略	略	略	略	略	略	略				
												略	略	略	略
												略	略	略	略

グンニ レト 営 県		区分		備考 (ロ) 県営トレーニングセンター		略		ファイ ルド・		普通料金	
ナ リア						略		アスレ チック		団体料金(二〇人以上の 団体)	
貸切使用		アマチュア スポーツに 使用すると き		略		略		略		略	
その他の催 物に使用す		一般		略		略		略		略	
平日	児童 ・徒 ・生	学生	一般	午前 九時 前	午前 九時 から 午後 五時 まで	午後 五時 後	午後 五時 後	略	略	一人につき 四三〇円	一人につき 三五〇円
一時	一面	一面	一面	一時	七〇〇円	一時	一時	略	略	略	略
一時	一面	一面	一面	一時	四七〇円	一時	一時	略	略	略	略

グンニ レト 営 県		区分		備考 (ロ) 県営トレーニングセンター		略		ファイ ルド・		普通料金	
ナ リア						略		アスレ チック		団体料金(二〇人以上の 団体)	
貸切使用		アマチュア スポーツに 使用すると き		略		略		略		略	
その他の催 物に使用す		一般		略		略		略		略	
平日	児童 ・徒 ・生	学生	一般	午前 九時 前	午前 九時 から 午後 五時 まで	午後 五時 後	午後 五時 後	略	略	一人につき 四二〇円	一人につき 三四〇円
一時	一面	一面	一面	一時	七〇〇円	一時	一時	略	略	略	略
一時	一面	一面	一面	一時	四六〇円	一時	一時	略	略	略	略

区分	備考 略	(三) 秋田県立北欧の杜公園 (1) 施設使用料																										
		県営屋根付き グラウンド																										
使用料の額	略	貸切 使用																										
		照明																										
略	略	二分の一使			四分の三使			全館使用			暖房																	
		用			用			用			全館使用																	
略	略	つ 間 に 一 時 き																										
		略	○	一	二、	○	一	三、	○	二	四、	○	六	七	○	三	一、	○	〇	二、	○	六	二、	○	五	六	○	一
略	略	○	八	二、	○	二	四、	○	六	五、	○	八	八	○	七	一、	○	六	二、	○	五	三、	○	七	四	○	四	一、

区分	備考 略	(三) 秋田県立北欧の杜公園 (1) 施設使用料																										
		県営屋根付き グラウンド																										
使用料の額	略	貸切 使用																										
		照明																										
略	略	二分の一使			四分の三使			全館使用			暖房																	
		用			用			用			全館使用																	
略	略	つ 間 に 一 時 き																										
		略	○	〇	二、	○	一	三、	○	一	四、	○	六	五	○	三	一、	○	〇	二、	○	六	二、	○	五	四	○	一
略	略	○	七	二、	○	一	四、	○	四	五、	○	八	六	○	七	一、	○	六	二、	○	四	三、	○	七	五	○	四	一、

略	パーク センター	第一 研修 室	第二研修室	テント トサ イト	電源を使用する場 合	電源を使用しない 場合	キャンピングカーサイト		トレーラーハウス		略	パーク ゴルフ 場	
							り	宿泊	り	宿泊			り
平日	一人三時間につき 三二〇円	一時間につき 三六〇円	一時間につき 九六〇円	宿泊	一区画一泊につき 四、六九〇円	一区画一回につき 一、五三〇円	宿泊	一区画一泊につき 四、一八〇円	宿泊	一区画一回につき 一、二二〇円	一区画一泊につき 六、八二〇円	平日	一人三時間につき 三二〇円
土曜	一人三時間につき 四一〇円	一時間につき 三六〇円	一時間につき 九六〇円	宿泊	一区画一泊につき 四、六九〇円	一区画一回につき 一、五三〇円	宿泊	一区画一泊につき 四、一八〇円	宿泊	一区画一回につき 一、二二〇円	一区画一泊につき 六、八二〇円	土曜	一人三時間につき 四一〇円
日曜	一人三時間につき 四一〇円	一時間につき 三六〇円	一時間につき 九六〇円	宿泊	一区画一泊につき 四、六九〇円	一区画一回につき 一、五三〇円	宿泊	一区画一泊につき 四、一八〇円	宿泊	一区画一回につき 一、二二〇円	一区画一泊につき 六、八二〇円	日曜	一人三時間につき 四一〇円
休日	一人三時間につき 四一〇円	一時間につき 三六〇円	一時間につき 九六〇円	宿泊	一区画一泊につき 四、六九〇円	一区画一回につき 一、五三〇円	宿泊	一区画一泊につき 四、一八〇円	宿泊	一区画一回につき 一、二二〇円	一区画一泊につき 六、八二〇円	休日	一人三時間につき 四一〇円

略	パーク センター	第一 研修 室	第二研修室	テント トサ イト	電源を使用する場 合	電源を使用しない 場合	キャンピングカーサイト		トレーラーハウス		略	パーク ゴルフ 場	
							り	宿泊	り	宿泊			り
平日	一人三時間につき 三〇〇円	一時間につき 三六〇円	一時間につき 九四〇円	宿泊	一区画一泊につき 四、六〇〇円	一区画一回につき 一、五〇〇円	宿泊	一区画一泊につき 四、一〇〇円	宿泊	一区画一回につき 一、二〇〇円	一区画一泊につき 六、七〇〇円	平日	一人三時間につき 三〇〇円
土曜	一人三時間につき 四〇〇円	一時間につき 三六〇円	一時間につき 九四〇円	宿泊	一区画一泊につき 四、六〇〇円	一区画一回につき 一、五〇〇円	宿泊	一区画一泊につき 四、一〇〇円	宿泊	一区画一回につき 一、二〇〇円	一区画一泊につき 六、七〇〇円	土曜	一人三時間につき 四〇〇円
日曜	一人三時間につき 四〇〇円	一時間につき 三六〇円	一時間につき 九四〇円	宿泊	一区画一泊につき 四、六〇〇円	一区画一回につき 一、五〇〇円	宿泊	一区画一泊につき 四、一〇〇円	宿泊	一区画一回につき 一、二〇〇円	一区画一泊につき 六、七〇〇円	日曜	一人三時間につき 四〇〇円
休日	一人三時間につき 四〇〇円	一時間につき 三六〇円	一時間につき 九四〇円	宿泊	一区画一泊につき 四、六〇〇円	一区画一回につき 一、五〇〇円	宿泊	一区画一泊につき 四、一〇〇円	宿泊	一区画一回につき 一、二〇〇円	一区画一泊につき 六、七〇〇円	休日	一人三時間につき 四〇〇円

(3) 器具使用料						(2) 略					
備考 略						略	区分	回数			略
								券(六回)	券(学生・生徒・児童)		
備考 略						(2) 略					
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	

(3) 器具使用料						(2) 略					
備考 略						略	区分	回数			略
								券(六回)	券(学生・生徒・児童)		
備考 略						(2) 略					
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	

秋田県十和田湖公下水道条例の一部改正（第三条による改正）

備考略	別表（第十二条関係）	
	区分	使用料の額
基本使用料	一〇立方メートル以下	九九〇円
	一〇立方メートルを超え三〇立方メートル以下の部分	一立方メートルにつき 一一一円
従量使用料	三〇立方メートルを超え五〇立方メートル以下の部分	一立方メートルにつき 一七六円
	五〇立方メートルを超える部分	一立方メートルにつき 二七五円

備考略	別表（第十二条関係）	
	区分	使用料の額
基本使用料	一〇立方メートル以下	九七二円
	一〇立方メートルを超え三〇立方メートル以下の部分	一立方メートルにつき 一一八・八円
従量使用料	三〇立方メートルを超え五〇立方メートル以下の部分	一立方メートルにつき 一七二・八円
	五〇立方メートルを超える部分	一立方メートルにつき 二七〇円

秋田県港湾施設管理条例の一部改正（第四条による改正）

新	旧
<p>1・2 附則</p> <p>（軌道走行式荷役機械及び移動式荷役機械の使用料の特例）</p> <p>3 平成二十四年四月九日から平成三十三年三月三十一日までの間に軌道走行式荷役機械又は移動式荷役機械を使用する場合における別表第一号の表の規定の適用については、同表軌道走行式荷役機械（ガントリークレーン）の項中「三四、七八二円」とあるのは「二七、八二五円」と、同表移動式荷役機械（トランスファークレーン）の項中「六、七三九円」とあるのは「五、三九二円」</p>	<p>1・2 附則</p> <p>（軌道走行式荷役機械及び移動式荷役機械の使用料の特例）</p> <p>3 平成二十四年四月九日から平成三十三年三月三十一日までの間に軌道走行式荷役機械又は移動式荷役機械を使用する場合における別表第一号の表の規定の適用については、同表軌道走行式荷役機械（ガントリークレーン）の項中「三四、一四九円」とあるのは「二七、三一九円」と、同表移動式荷役機械（トランスファークレーン）の項中「六、六一六円」とあるのは「五、二九二円」</p>

とする。

別表（第九条、第十六条関係）

一 マリーナ施設及び船川港金川多目的広場以外の港湾施設

施設区分	岸壁	使用料の額	
		係留時間が十二時間以内の場合、総トン数一トンにつき	係留時間が二十四時間以内の場合（係留時間が十二時間以内の場合を除く。）は、総トン数一トンにつき
物揚場	固定式荷役機械（ベルトコンベア）	一 略	一 略
		二 外航船舶以外の船舶 一般旅客定期航路事業の用に供するもの 三・四七円 その他のもの 五・一七円	二 外航船舶以外の船舶 三・六三円
使用時間	五、八一五円	使用時間が三十分未満のとき又は使用時間	使用時間が三十分未満のとき又は使用時間
使用時間	五、八一五円	満のとき又は使用時間	満のとき又は使用時間
使用時間	五、八一五円	間に三十分未満の端	間に三十分未満の端

とする。

別表（第九条、第十六条関係）

一 マリーナ施設及び船川港金川多目的広場以外の港湾施設

施設区分	岸壁	使用料の額	
		係留時間が十二時間以内の場合、総トン数一トンにつき	係留時間が二十四時間以内の場合（係留時間が十二時間以内の場合を除く。）は、総トン数一トンにつき
物揚場	固定式荷役機械（ベルトコンベア）	一 略	一 略
		二 外航船舶以外の船舶 一般旅客定期航路事業の用に供するもの 三・四七円 その他のもの 五・〇七円	二 外航船舶以外の船舶 三・五六円
使用時間	五、七〇八円	使用時間が三十分未満のとき又は使用時間	使用時間が三十分未満のとき又は使用時間
使用時間	五、七〇八円	間に三十分未満の端	間に三十分未満の端
使用時間	五、七〇八円	間に三十分未満の端	間に三十分未満の端

上屋	軌道走行式 荷役機械（ ガントリー クレーン）	き	使用時間 三十分	三四、七八二元	数があるときは、三十分として計算する。

上屋	軌道走行式 荷役機械（ ガントリー クレーン）	き	使用時間 三十分	三四、一四九円	数があるときは、三十分として計算する。

舗装野積場	野積場	
<p>一 秋田港向浜木材埠頭岸壁背後の舗装野積場を使用する場合又は秋田港の大浜岸壁背後若しくは外港岸壁背後の舗装野積場のコンテナ施設を使用する場合 使用面積一平方メートルにつき一月 四七・三円</p> <p>二 その他の舗装野積場を使用する場合 使用面積一平方メートルにつき、使用日数を次に掲げる日数の区分によつて区分し、当該区分に応ずる料金を率を順次適用して計算した金額の合計額</p> <p>(一) 十五日以下の使用日数については一日につき 二・三三円</p> <p>(二) 十五日を超え三十日以下の使用日数につ</p>	<p>使用面積一平方メートルにつき一日 一・二二円</p>	<p>(2) 十五日を超え三十日以下の使用日数については一日につき 三一・四六円</p> <p>(3) 三十日を超える使用日数については一日につき 四七・一九円</p> <p>二 その他の上屋を使用する場合 使用面積一平方メートルにつき、使用日数を次に掲げる日数の区分によつて区分し、当該区分に応ずる料金を率を順次適用して計算した金額の合計額</p> <p>(一) 十五日以下の使用日数については一日につき 一三・三一円</p> <p>(二) 十五日を超え三十日以下の使用日数については一日につき 二六・六二円</p> <p>(三) 三十日を超える使用日数については一日につき 三九・九三円</p>

舗装野積場	野積場	
<p>一 秋田港向浜木材埠頭岸壁背後の舗装野積場を使用する場合又は秋田港の大浜岸壁背後若しくは外港岸壁背後の舗装野積場のコンテナ施設を使用する場合 使用面積一平方メートルにつき一月 四六・四四円</p> <p>二 その他の舗装野積場を使用する場合 使用面積一平方メートルにつき、使用日数を次に掲げる日数の区分によつて区分し、当該区分に応ずる料金を率を順次適用して計算した金額の合計額</p> <p>(一) 十五日以下の使用日数については一日につき 二・二八円</p> <p>(二) 十五日を超え三十日以下の使用日数につ</p>	<p>使用面積一平方メートルにつき一日 一・一八円</p>	<p>(2) 十五日を超え三十日以下の使用日数については一日につき 三〇・八八円</p> <p>(3) 三十日を超える使用日数については一日につき 四六・三三円</p> <p>二 その他の上屋を使用する場合 使用面積一平方メートルにつき、使用日数を次に掲げる日数の区分によつて区分し、当該区分に応ずる料金を率を順次適用して計算した金額の合計額</p> <p>(一) 十五日以下の使用日数については一日につき 一三・〇六円</p> <p>(二) 十五日を超え三十日以下の使用日数については一日につき 二六・一三円</p> <p>(三) 三十日を超える使用日数については一日につき 三九・二円</p>

棧橋及び浮き	
一 一般使用の場合 一艇一日につき 艇の長さ七・五メートル以下のもの 三、八七六円 艇の長さ七・五メートルを超え八〇メートル以下のもの 四、四〇〇円 艇の長さ八・〇メートルを超え八・五メートル以下のもの 四、九二五円 艇の長さ八・五メートルを超え九〇メートル以下のもの 五、五五三元 艇の長さ九・〇メートルを超え九・五メートル以下のもの 六、一八二円 艇の長さ九・五メートルを超え一〇・〇メートル以下のもの 六、九一五円 艇の長さ一〇・〇メートルを超え一〇・五メートル以下のもの 七、七五三元 艇の長さ一〇・五メートルを超え一一・〇メートル以下のもの 八、六九六円 艇の長さ一一・〇メートルを超え一一・五メートル以下のもの 九、五三四円 艇の長さ一一・五メートルを超え一二・〇メートル以下のもの	一 県内に住所を有する者が使用する場合には、それぞれ上記に定める額に三分の二を乗じて得た額とする。 二 一般使用において月単位で使用する場合における使用料の額は、一月に

棧橋及び浮き	
一 一般使用の場合 一艇一日につき 艇の長さ七・五メートル以下のもの 三、八〇五円 艇の長さ七・五メートルを超え八〇メートル以下のもの 四、三二〇円 艇の長さ八・〇メートルを超え八・五メートル以下のもの 四、八三五円 艇の長さ八・五メートルを超え九〇メートル以下のもの 五、四五一円 艇の長さ九・〇メートルを超え九・五メートル以下のもの 六、〇六九円 艇の長さ九・五メートルを超え一〇・〇メートル以下のもの 六、七八八円 艇の長さ一〇・〇メートルを超え一〇・五メートル以下のもの 七、六一一元 艇の長さ一〇・五メートルを超え一一・〇メートル以下のもの 八、五三七円 艇の長さ一一・〇メートルを超え一一・五メートル以下のもの 九、三六〇円 艇の長さ一一・五メートルを超え一二・〇メートル以下のもの	一 県内に住所を有する者が使用する場合には、それぞれ上記に定める額に三分の二を乗じて得た額とする。 二 一般使用において月単位で使用する場合における使用料の額は、一月に

艇の長さ一〇・三七二円	一〇、三七二円
艇の長さ一二・〇メートルを超える	一二・〇メートルを超える
一二・五メートル以下のもの	一一、五二五円
艇の長さ一二・五メートルを超える	一二・五メートルを超える
一三・〇メートル以下のもの	一二、五七二円
艇の長さ一三・〇メートルを超える	一三・〇メートルを超える
一三・五メートル以下のもの	一三、七二五円
艇の長さ一三・五メートルを超える	一三・五メートルを超える
一四・〇メートル以下のもの	一四、〇八七円
艇の長さ一四・〇メートルを超える	一四・〇メートルを超える
一四・五メートル以下のもの	一四、三三四円
艇の長さ一四・五メートルを超える	一四・五メートルを超える
一五・〇メートル以下のもの	一五、〇〇〇円
艇の長さ一五・〇メートルを超える	一五・〇メートルを超える
一七、六〇〇円	一七、六〇〇円
艇の長さ一七、六〇〇円を超える	一七、六〇〇円を超える
一七、六〇〇円に長さ一	一七、六〇〇円に長さ一
五・〇メートルを超える部分〇・	五・〇メートルを超える部分〇・
五メートルごとに一、四六七円を	五メートルごとに一、四六七円を
加算した額	加算した額
二 専用使用の場合 一艇一年につ	二 専用使用の場合 一艇一年につ
き	き
艇の長さ七・五メートル以下のもの	七・五メートル以下のもの
の	二二六、九一五円
艇の長さ七・五メートルを超える八	七・五メートルを超える八
・〇メートル以下のもの	二二六、九一五円

つき七
日分の
使用料
の額に
相当す
る額と
する。

艇の長さ一〇、一八三円	一〇、一八三円
艇の長さ一二・〇メートルを超える	一二・〇メートルを超える
一二・五メートル以下のもの	一一、三一五円
艇の長さ一二・五メートルを超える	一二・五メートルを超える
一三・〇メートル以下のもの	一二、三四三円
艇の長さ一三・〇メートルを超える	一三・〇メートルを超える
一三・五メートル以下のもの	一三、四七五円
艇の長さ一三・五メートルを超える	一三・五メートルを超える
一四・〇メートル以下のもの	一四、八一二円
艇の長さ一四・〇メートルを超える	一四・〇メートルを超える
一四・五メートル以下のもの	一四、〇四六円
艇の長さ一四・五メートルを超える	一四・五メートルを超える
一五・〇メートル以下のもの	一五、〇〇〇円
艇の長さ一五・〇メートルを超える	一五・〇メートルを超える
一七、二八〇円	一七、二八〇円
艇の長さ一七、二八〇円を超える	一七、二八〇円を超える
一七、二八〇円に長さ一	一七、二八〇円に長さ一
五・〇メートルを超える部分〇・	五・〇メートルを超える部分〇・
五メートルごとに一、四四〇円を	五メートルごとに一、四四〇円を
加算した額	加算した額
二 専用使用の場合 一艇一年につ	二 専用使用の場合 一艇一年につ
き	き
艇の長さ七・五メートル以下のもの	七・五メートル以下のもの
の	二二二、七八八円
艇の長さ七・五メートルを超える八	七・五メートルを超える八
・〇メートル以下のもの	二二二、七八八円

つき七
日分の
使用料
の額に
相当す
る額と
する。

艇の長さ八・〇メートルを超え八
 ・五メートル以下のもの
 二五八、三四四円
 艇の長さ八・五メートルを超え九
 ・〇メートル以下のもの
 二九一、七六三円
 艇の長さ九・〇メートルを超え九
 ・五メートル以下のもの
 三三一、九九一円
 艇の長さ九・五メートルを超え一
 〇・〇メートル以下のもの
 三七四、六二九円
 艇の長さ一〇・〇メートルを超え一
 〇・五メートル以下のもの
 四一九、七八二円
 艇の長さ一〇・五メートルを超え一
 一・〇メートル以下のもの
 四六七、五五三円
 艇の長さ一一・〇メートルを超え一
 一・五メートル以下のもの
 五一七、七三四円
 艇の長さ一一・五メートルを超え一
 二・〇メートル以下のもの
 五七〇、七四四円
 艇の長さ一二・〇メートルを超え一
 二・五メートル以下のもの
 六二六、一六三円
 艇の長さ一二・五メートルを超え一
 三・〇メートル以下のもの
 六九〇、三八二円

艇の長さ八・〇メートルを超え八
 ・五メートル以下のもの
 二五三、六四六円
 艇の長さ八・五メートルを超え九
 ・〇メートル以下のもの
 二八六、四五八円
 艇の長さ九・〇メートルを超え九
 ・五メートル以下のもの
 三二五、九五四円
 艇の長さ九・五メートルを超え一
 〇・〇メートル以下のもの
 三六七、八一七円
 艇の長さ一〇・〇メートルを超え一
 〇・五メートル以下のもの
 四一二、一四九円
 艇の長さ一〇・五メートルを超え一
 一・〇メートル以下のもの
 四五九、〇五一円
 艇の長さ一一・〇メートルを超え一
 一・五メートル以下のもの
 五〇八、三二〇円
 艇の長さ一一・五メートルを超え一
 二・〇メートル以下のもの
 五六〇、三六六円
 艇の長さ一二・〇メートルを超え一
 二・五メートル以下のもの
 六一四、七七八円
 艇の長さ一二・五メートルを超え一
 三・〇メートル以下のもの
 六七七、八二九円

係船くい及び係船浮標	<p>一 一般使用の場合 一艇一日につき</p> <p>艇の長さ七・五メートル以下のもの 二、九三四円</p> <p>艇の長さ七・五メートルを超える八〇メートル以下のもの 三、三五三円</p> <p>艇の長さ八・〇メートルを超える八・五メートル以下のもの 三、八七六円</p> <p>艇の長さ八・五メートルを超える九〇メートル以下のもの</p>	<p>七五七、八四八円</p> <p>艇の長さ一三・〇メートルを超える一三・五メートル以下のもの 八二八、二四八円</p> <p>艇の長さ一三・五メートルを超える一四・〇メートル以下のもの 九〇一、六八七円</p> <p>艇の長さ一四・〇メートルを超える一四・五メートル以下のもの 九七八、二六七円</p> <p>艇の長さ一四・五メートルを超える一五・〇メートル以下のもの 一、〇五七、九九一円</p> <p>艇の長さ一五・〇メートルを超えるもの 一、〇五七、九九一円</p> <p>長さ一五・〇メートルを超える部分〇・五メートルごとに八二、六五七円を加算した額</p>
係船くい及び係船浮標	<p>一 県内に住所を有する者が使用する場合には、それぞれ上記に</p>	<p>一 県内に住所を有する者が使用する場合には、それぞれ上記に</p>
係船くい及び係船浮標	<p>一 一般使用の場合 一艇一日につき</p> <p>艇の長さ七・五メートル以下のもの 二、八八〇円</p> <p>艇の長さ七・五メートルを超える八〇メートル以下のもの 三、二九一円</p> <p>艇の長さ八・〇メートルを超える八・五メートル以下のもの 三、八〇五円</p> <p>艇の長さ八・五メートルを超える九〇メートル以下のもの</p>	<p>七四四、〇六九円</p> <p>艇の長さ一三・〇メートルを超える一三・五メートル以下のもの 八一三、一八九円</p> <p>艇の長さ一三・五メートルを超える一四・〇メートル以下のもの 八八五、二九二円</p> <p>艇の長さ一四・〇メートルを超える一四・五メートル以下のもの 九六〇、四八〇円</p> <p>艇の長さ一四・五メートルを超える一五・〇メートル以下のもの 一、〇三八、七五四円</p> <p>艇の長さ一五・〇メートルを超えるもの 一、〇三八、七五四円</p> <p>長さ一五・〇メートルを超える部分〇・五メートルごとに八一、一五四円を加算した額</p>
係船くい及び係船浮標	<p>一 県内に住所を有する者が使用する場合には、それぞれ上記に</p>	<p>一 県内に住所を有する者が使用する場合には、それぞれ上記に</p>

艇の長さ九・〇メートルを超え九・五メートル以下のもの	四、四〇〇円	定める額に三分の二を乗じて得た額とする。 二 一般使用に おいて 月単位 で使用 する場 合にお ける使 用料の 額は、 一月に つき七 日分の 使用料 の額に 相当す る額と する。
艇の長さ九・五メートルを超え一〇・〇メートル以下のもの	四、九二五円	
艇の長さ一〇・〇メートルを超え一〇・五メートル以下のもの	五、四四八円	
艇の長さ一〇・五メートルを超え一一・〇メートル以下のもの	六、〇七六円	
艇の長さ一一・〇メートルを超え一一・五メートル以下のもの	六、七〇六円	
艇の長さ一一・五メートルを超え一二・〇メートル以下のもの	七、五四四円	
艇の長さ一二・〇メートルを超え一二・五メートル以下のもの	八、一七二円	
艇の長さ一二・五メートルを超え一三・〇メートル以下のもの	九、一一五円	
艇の長さ一二・五メートルを超え一三・五メートル以下のもの	九、九五三円	
艇の長さ一三・五メートルを超え一四・〇メートル以下のもの	一〇、七九一元	

艇の長さ九・〇メートルを超え九・五メートル以下のもの	四、三二〇円	定める額に三分の二を乗じて得た額とする。 二 一般使用に おいて 月単位 で使用 する場 合にお ける使 用料の 額は、 一月に つき七 日分の 使用料 の額に 相当す る額と する。
艇の長さ九・五メートルを超え一〇・〇メートル以下のもの	四、八三五円	
艇の長さ一〇・〇メートルを超え一〇・五メートル以下のもの	五、三四九円	
艇の長さ一〇・五メートルを超え一一・〇メートル以下のもの	五、九六五円	
艇の長さ一一・〇メートルを超え一一・五メートル以下のもの	六、五八三円	
艇の長さ一一・五メートルを超え一二・〇メートル以下のもの	七、四〇六円	
艇の長さ一二・〇メートルを超え一二・五メートル以下のもの	八、〇二三円	
艇の長さ一二・五メートルを超え一三・〇メートル以下のもの	八、九四八円	
艇の長さ一二・五メートルを超え一三・五メートル以下のもの	九、七七一元	
艇の長さ一三・五メートルを超え一四・〇メートル以下のもの	一〇、五九四円	

艇の長さ一四・〇メートルを超えるもの	一一、八三八円
艇の長さ一四・〇メートル以下のもの	一四・五メートル以下のもの
艇の長さ一四・五メートルを超えるもの	一二、七八二元
艇の長さ一四・五メートル以下のもの	一五・〇メートル以下のもの
艇の長さ一五・〇メートルを超えるもの	一三、七二五円
艇の長さ一五・〇メートル以下のもの	一三、七二五円
艇の長さ一五・〇メートルを超える部分〇・五メートルごと	一三、七二五円
に	一三、七二五円
一、一五三元を加算した額	
二 専用使用の場合 一艇一年につき	
艇の長さ七・五メートル以下のもの	
の	一七五、八九六円
艇の長さ七・五メートルを超えるもの	
〇メートル以下のもの	二〇一、二四八円
艇の長さ八・〇メートルを超えるもの	
五メートル以下のもの	二二八、一七二円
艇の長さ八・五メートルを超えるもの	
〇メートル以下のもの	二六〇、〇一九円
艇の長さ九・〇メートルを超えるもの	
五メートル以下のもの	二九三、八五七円
艇の長さ九・五メートルを超えるもの	
〇メートル以下のもの	

艇の長さ一四・〇メートルを超えるもの	一一、六二二円
艇の長さ一四・〇メートル以下のもの	一四・五メートル以下のもの
艇の長さ一四・五メートルを超えるもの	一二、五四九円
艇の長さ一四・五メートル以下のもの	一五・〇メートル以下のもの
艇の長さ一五・〇メートルを超えるもの	一三、四七五円
艇の長さ一五・〇メートル以下のもの	一三、四七五円
艇の長さ一五・〇メートルを超える部分〇・五メートルごと	一三、四七五円
に	一三、四七五円
一、一三一円を加算した額	
二 専用使用の場合 一艇一年につき	
艇の長さ七・五メートル以下のもの	
の	一七二、六九七円
艇の長さ七・五メートルを超えるもの	
〇メートル以下のもの	一九七、五八九円
艇の長さ八・〇メートルを超えるもの	
五メートル以下のもの	二二四、〇二三円
艇の長さ八・五メートルを超えるもの	
〇メートル以下のもの	二五五、二九一元
艇の長さ九・〇メートルを超えるもの	
五メートル以下のもの	二八八、五一四円
艇の長さ九・五メートルを超えるもの	
〇メートル以下のもの	

艇の長さ一〇・〇メートルを超え
三二九、六八七円
一〇・五メートル以下のもの
三六七、六一〇円
艇の長さ一〇・五メートルを超え
四〇七、五二五円
一一・〇メートル以下のもの
艇の長さ一一・〇メートルを超え
四四九、四二九円
一一・五メートル以下のもの
艇の長さ一一・五メートルを超え
四九三、五三四円
一二・〇メートル以下のもの
艇の長さ一二・〇メートルを超え
五四三、九二五円
一二・五メートル以下のもの
艇の長さ一二・五メートルを超え
五九六、四一〇円
一三・〇メートル以下のもの
艇の長さ一三・〇メートルを超え
六五一、六一九円
一三・五メートル以下のもの
艇の長さ一三・五メートルを超え
七〇九、〇二九円
一四・〇メートル以下のもの
艇の長さ一四・〇メートルを超え
七六八、八四八円
一四・五メートル以下のもの
艇の長さ一四・五メートルを超え
一五・〇メートル以下のもの

艇の長さ一〇・〇メートルを超え
三二三、六九二円
一〇・五メートル以下のもの
三六〇、九二六円
艇の長さ一〇・五メートルを超え
四〇〇、一一五円
一一・〇メートル以下のもの
艇の長さ一一・〇メートルを超え
四四一、二五七円
一一・五メートル以下のもの
艇の長さ一一・五メートルを超え
四八四、五六〇円
一二・〇メートル以下のもの
艇の長さ一二・〇メートルを超え
五三四、〇三五円
一二・五メートル以下のもの
艇の長さ一二・五メートルを超え
五八五、五六六円
一三・〇メートル以下のもの
艇の長さ一三・〇メートルを超え
六三九、七七一元
一三・五メートル以下のもの
艇の長さ一三・五メートルを超え
六九六、一三七円
一四・〇メートル以下のもの
艇の長さ一四・〇メートルを超え
七五四、八六九円
一四・五メートル以下のもの
艇の長さ一四・五メートルを超え
一五・〇メートル以下のもの

船舶保管施設	<p>艇の長さ一五・〇メートルを超えるもの 八三一、一八二円</p> <p>一五・〇メートルを超える部分〇・五メートルごとに六四、六三八円を加算した額</p> <p>一 デインギー型ヨット 一般使用 一艇につき一日 一、〇四八円 専用使用 一艇につき一年 六六、〇〇〇円</p> <p>二 デインギー型ヨット以外の小型船舶 (一) 一般使用の場合 一艇一日につき 艇の長さ六・〇メートル以下のもの 一、五七二円 艇の長さ六・〇メートルを超える六・五メートル以下のもの 一、八八七円 艇の長さ六・五メートルを超える七・〇メートル以下のもの 二、〇九六円 艇の長さ七・〇メートルを超える七・五メートル以下のもの 二、四一〇円 艇の長さ七・五メートルを超える八・〇メートル以下のもの 二、七二五円 艇の長さ八・〇メートルを超える</p>	移動式揚降機の設置されていない船舶保管施設でデインギー型ヨット以外の小型船舶を保管する場合における使用料の額は、上記に定める額に一の三分の一〇
船舶保管施設	<p>艇の長さ一五・〇メートルを超えるもの 八一六、〇六九円</p> <p>一五・〇メートルを超える部分〇・五メートルごとに六三、四六二円を加算した額</p> <p>一 デインギー型ヨット 一般使用 一艇につき一日 一、〇二九円 専用使用 一艇につき一年 六四、八〇〇円</p> <p>二 デインギー型ヨット以外の小型船舶 (一) 一般使用の場合 一艇一日につき 艇の長さ六・〇メートル以下のもの 一、五四三円 艇の長さ六・〇メートルを超える六・五メートル以下のもの 一、八五二円 艇の長さ六・五メートルを超える七・〇メートル以下のもの 二、〇五七円 艇の長さ七・〇メートルを超える七・五メートル以下のもの 二、三六六円 艇の長さ七・五メートルを超える八・〇メートル以下のもの 二、六七五円 艇の長さ八・〇メートルを超える</p>	移動式揚降機の設置されていない船舶保管施設でデインギー型ヨット以外の小型船舶を保管する場合における使用料の額は、上記に定める額に一の三分の一〇

八・五メートル以下のもの	三、二四八円	〇を乗じて得た額とする。
艇の長さ八・五メートルを超える九・〇メートル以下のもの	三、七七二円	二 県内に住所を有する者が使用する者がある場合における使用料の額は、それぞれ上記に定める額（一の適用があるときは、一の額）に三分の二を乗じて得た額とする。
艇の長さ九・〇メートルを超える九・五メートル以下のもの	四、一九一円	三 一般使用につき
艇の長さ九・五メートルを超える一〇・〇メートル以下のもの	四、七一五円	
艇の長さ一〇・〇メートルを超える一〇・五メートル以下のもの	五、二三八円	
艇の長さ一〇・五メートルを超える一一・〇メートル以下のもの	五、七六三円	
艇の長さ一一・〇メートルを超える一一・五メートル以下のもの	六、二八七円	
艇の長さ一一・五メートルを超える一二・〇メートル以下のもの	六、九一五円	
艇の長さ一二・〇メートルを超えるもの	六、九一五円	
〇・五メートルごとに八三八円を加算した額		
(二) 専用使用の場合 一艇一年につき		

八・五メートル以下のもの	三、一八九円	〇を乗じて得た額とする。
艇の長さ八・五メートルを超える九・〇メートル以下のもの	三、七〇三円	二 県内に住所を有する者が使用する者がある場合における使用料の額は、それぞれ上記に定める額（一の適用があるときは、一の額）に三分の二を乗じて得た額とする。
艇の長さ九・〇メートルを超える九・五メートル以下のもの	四、一一四円	三 一般使用につき
艇の長さ九・五メートルを超える一〇・〇メートル以下のもの	四、六二八円	
艇の長さ一〇・〇メートルを超える一〇・五メートル以下のもの	五、一四二円	
艇の長さ一〇・五メートルを超える一一・〇メートル以下のもの	五、六五八円	
艇の長さ一一・〇メートルを超える一一・五メートル以下のもの	六、一七二円	
艇の長さ一一・五メートルを超える一二・〇メートル以下のもの	六、七八八円	
艇の長さ一二・〇メートルを超えるもの	六、七八八円	
〇・五メートルごとに八二二円を加算した額		
(二) 専用使用の場合 一艇一年につき		

艇の長さ六・〇メートル以下のもの	九五、八五七円
艇の長さ六・〇メートルを超え六・五メートル以下のもの	一一二、七二五円
艇の長さ六・五メートルを超え七・〇メートル以下のもの	一三〇、八四八円
艇の長さ七・〇メートルを超え七・五メートル以下のもの	一五〇、四三八円
艇の長さ七・五メートルを超え八・〇メートル以下のもの	一七一、二八七円
艇の長さ八・〇メートルを超え八・五メートル以下のもの	一九三、四九六円
艇の長さ八・五メートルを超え九・〇メートル以下のもの	二二〇、三一五円
艇の長さ九・〇メートルを超え九・五メートル以下のもの	二四八、七〇六円
艇の長さ九・五メートルを超え一〇・〇メートル以下のもの	二七八、六六七円
艇の長さ一〇・〇メートルを超え一〇・五メートル以下のもの	三一〇、五一五円
艇の長さ一〇・五メートルを超	

おいて
月単位
で使用
する場
合にお
ける使
用料の
額は、
一月に
つき七
日分の
使用料
の額に
相当す
る額と
する。

艇の長さ六・〇メートル以下のもの	九四、一一四円
艇の長さ六・〇メートルを超え六・五メートル以下のもの	一一〇、六七五円
艇の長さ六・五メートルを超え七・〇メートル以下のもの	一二八、四六九円
艇の長さ七・〇メートルを超え七・五メートル以下のもの	一四七、七〇二円
艇の長さ七・五メートルを超え八・〇メートル以下のもの	一六八、一七二円
艇の長さ八・〇メートルを超え八・五メートル以下のもの	一八九、九七七円
艇の長さ八・五メートルを超え九・〇メートル以下のもの	二一六、三〇八円
艇の長さ九・〇メートルを超え九・五メートル以下のもの	二四四、一八三円
艇の長さ九・五メートルを超え一〇・〇メートル以下のもの	二七三、六〇〇円
艇の長さ一〇・〇メートルを超え一〇・五メートル以下のもの	三〇四、八六八円
艇の長さ一〇・五メートルを超	

おいて
月単位
で使用
する場
合にお
ける使
用料の
額は、
一月に
つき七
日分の
使用料
の額に
相当す
る額と
する。

研修室	移動式揚降機	揚艇又は降艇一回につき	回数券（六回券）	え一・〇メートル以下のもの 三四四、〇三八円	七七六円
			一 船舶保管施設を使用する船舶 二 係留施設を使用する船舶 三 その他の船舶	艇の長さ一・〇メートルを超え一・五メートル以下のもの 三七九、一三四円 艇の長さ一・五メートルを超え二・〇メートル以下のもの 四一六、〇一〇円 艇の長さ二・〇メートルを超えるもの 四一六、〇一〇円 えるもの 四一六、〇一〇円に 長さ一・二・〇メートルを超える部分〇・五メートルごとに四二、八四八円を加算した額	
使用時間一時間につき 一、〇四八円			一 船舶保管施設を使用する船舶 二 係留施設を使用する船舶	え一・〇メートル以下のもの 三三七、七八二円 艇の長さ一・〇メートルを超え一・五メートル以下のもの 三七二、二四〇円 艇の長さ一・五メートルを超え二・〇メートル以下のもの 四〇八、四四六円 艇の長さ二・〇メートルを超えるもの 四〇八、四四六円 えるもの 四〇八、四四六円に 長さ一・二・〇メートルを超える部分〇・五メートルごとに四二、〇六九円を加算した額	六九一円 八七六円 三、九、
					が一時間未満のとき又は使用時間に一時間未満の端数

研修室	移動式揚降機	揚艇又は降艇一回につき	回数券（六回券）	え一・〇メートル以下のもの 三三七、七八二円	七六一円
			一 船舶保管施設を使用する船舶 二 係留施設を使用する船舶 三 その他の船舶	艇の長さ一・〇メートルを超え一・五メートル以下のもの 三七二、二四〇円 艇の長さ一・五メートルを超え二・〇メートル以下のもの 四〇八、四四六円 艇の長さ二・〇メートルを超えるもの 四〇八、四四六円 えるもの 四〇八、四四六円に 長さ一・二・〇メートルを超える部分〇・五メートルごとに四二、〇六九円を加算した額	
使用時間一時間につき 一、〇二九円			一 船舶保管施設を使用する船舶 二 係留施設を使用する船舶	え一・〇メートル以下のもの 三三七、七八二円 艇の長さ一・〇メートルを超え一・五メートル以下のもの 三七二、二四〇円 艇の長さ一・五メートルを超え二・〇メートル以下のもの 四〇八、四四六円 艇の長さ二・〇メートルを超えるもの 四〇八、四四六円 えるもの 四〇八、四四六円に 長さ一・二・〇メートルを超える部分〇・五メートルごとに四二、〇六九円を加算した額	八〇五円 九〇二円 三、九、
					が一時間未満のとき又は使用時間に一時間未満の端数

備考
略

備考 略	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合			区分		使用料の額 一時間につき 一日につき
	アマチュアスポーツに使用する	その他の催物に使用する	その他	アマチュアスポーツに使用する	その他の催物に使用する	その他	一般	学生・生徒・児童	
	平日	土曜日・日曜日	休日	平日	土曜日・日曜日	休日	一般	学生・生徒・児童	
	九〇四円	七九六円	六二二円	九〇四円	七九六円	六二二円	四四二円	一三二円	
	二八七円	三六三元	一五六円	二八七円	三六三元	一五六円	五三八円	〇六三元	

備考
略
三 船川港金川多目的広場
(一) 球技場

備考 略	があるときは、一時間として計算する。
---------	--------------------

備考
略

備考 略	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合			区分		使用料の額 一時間につき 一日につき
	アマチュアスポーツに使用する	その他の催物に使用する	その他	アマチュアスポーツに使用する	その他の催物に使用する	その他	一般	学生・生徒・児童	
	平日	土曜日・日曜日	休日	平日	土曜日・日曜日	休日	一般	学生・生徒・児童	
	八一四円	六一七円	二五五円	八一四円	六一七円	二五五円	三九七円	一一一元	
	五七二円	九三八円	一五四円	五七二円	九三八円	一五四円	一八二円	八九八円	

備考
略
三 船川港金川多目的広場
(一) 球技場

備考 略	があるときは、一時間として計算する。
---------	--------------------

(一) 附属施設		使用料の額
区分		
放送室	一時間につき 三六七円	使用時間が一時間未満のとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。
シャワー室	一室一時間につき 二、五一五円	使用時間が一時間未満のとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。

(二) 附属施設		使用料の額
区分		
放送室	一時間につき 三六〇円	使用時間が一時間未満のとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。
シャワー室	一室一時間につき 二、四六八円	使用時間が一時間未満のとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。

秋田県入港料徴収条例の一部改正（第五条による改正）

	新	旧
2 略	<p>（入港料の料率等）</p> <p>第三条 入港料の料率は、外航船舶（消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十七条第二項第三号に規定する船舶をいう。以下この条において同じ。）にあつては、入港一回について総トン数一トンにつき二円二十銭とし、外航船舶以外の船舶にあつては、入港一回について総トン数一トンにつき外航船舶の料率に二十二銭を加えた額とする。ただし、内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）第二条第一項に規定する内航運送の用に供される船舶及び漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項に規定する漁船については、外航船舶以外の船舶の料率を二分の一に減じた料率とする。</p>	<p>（入港料の料率等）</p> <p>第三条 入港料の料率は、外航船舶（消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十七条第二項第三号に規定する船舶をいう。以下この条において同じ。）にあつては、入港一回について総トン数一トンにつき二円二十銭とし、外航船舶以外の船舶にあつては、入港一回について総トン数一トンにつき外航船舶の料率に十七銭を加えた額とする。ただし、内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）第二条第一項に規定する内航運送の用に供される船舶及び漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項に規定する漁船については、外航船舶以外の船舶の料率を二分の一に減じた料率とする。</p>

秋田県空港管理条例の一部改正（第六条による改正）

新

附 則	
1 5 略	
<p>6 (本邦外の地点との間の路線の利用に係る駐車料金の特例) 当分の間、秋田空港と本邦外の地点との間の路線において航空運送事業の用に供する航空機を利用する者が自動車を駐車をさせる場合における別表第二備考第四号の規定の適用については、同号(一)中「二、一〇〇円」とあるのは「一、〇五〇円」と、同号(二)中「二、九三〇円」とあるのは「一、四七〇円」と、同号(三)中「二、一〇〇円」とあるのは「一、〇五〇円」と、同号(四)中「一、二五〇円」とあるのは「六三〇円」とする。</p>	
別表第一（第十七条関係）	着陸料等の額
区分	一 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額の合計額（国内航空に従事する航空機にあつては、当該合計額に一・一を乗じて得た額）とする。
着陸料	(一)・(二) 略
停留料	(一)・(二) 略
<p>二 その他の航空機については、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額（国内航空に従事する航空機にあつては、当該金額に一・一を乗じて得た額）とする。</p>	
<p>停留する航空機について、停留時間二十四時間ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分</p>	

旧

附 則	
1 5 略	
<p>6 (本邦外の地点との間の路線の利用に係る駐車料金の特例) 当分の間、秋田空港と本邦外の地点との間の路線において航空運送事業の用に供する航空機を利用する者が自動車を駐車をさせる場合における別表第二備考第四号の規定の適用については、同号(一)中「二、〇六〇円」とあるのは「一、〇三〇円」と、同号(二)中「二、八八〇円」とあるのは「一、四四〇円」と、同号(三)中「二、〇六〇円」とあるのは「一、〇三〇円」と、同号(四)中「一、二三〇円」とあるのは「六一〇円」とする。</p>	
別表第一（第十七条関係）	着陸料等の額
区分	一 ターボジェット発動機を装備する航空機については、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額の合計額（国内航空に従事する航空機にあつては、当該合計額に一・〇八を乗じて得た額）とする。
着陸料	(一)・(二) 略
停留料	(一)・(二) 略
<p>二 その他の航空機については、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額（国内航空に従事する航空機にあつては、当該金額に一・〇八を乗じて得た額）とする。</p>	
<p>停留する航空機について、停留時間二十四時間ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分</p>	

備考 略

して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額（国内航空に従事する航空機にあつては、当該合計額に一・二略を乗じて得た額）

別表第二（第十九条関係）

区分	駐車料金の額	
	秋田空港の駐車場においては午前六時から午後十時十五分まで、大館能代空港の駐車場においては午前七時三十分から午後七時四十五分まで	秋田空港の駐車場においては午後十時十五分から翌日の午前六時まで、大館能代空港の駐車場においては午後七時四十五分から翌日の午前七時三十分まで
略	略	略
大型自動車等駐車場	略	一台につき 五二〇円
立体駐車場	略	一台につき 三七〇円
略	略	略

備考

- 一・二 略
- 三 駐車料金の額は、駐車時間について、この表の区分により計算して得た額とする。ただし、駐車時間二十四時間ごとに、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額を上限とする。
- (一) 大型自動車等駐車場 一、〇五〇円
 - (二) 立体駐車場 七三〇円
 - (三) 第一駐車場及び第二駐車場 五二〇円

備考 略

して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額（国内航空に従事する航空機にあつては、当該合計額に一・〇八を乗じて得た額）

別表第二（第十九条関係）

区分	駐車料金の額	
	秋田空港の駐車場においては午前六時から午後十時十五分まで、大館能代空港の駐車場においては午前七時三十分から午後七時四十五分まで	秋田空港の駐車場においては午後十時十五分から翌日の午前六時まで、大館能代空港の駐車場においては午後七時四十五分から翌日の午前七時三十分まで
略	略	略
大型自動車等駐車場	略	一台につき 五一〇円
立体駐車場	略	一台につき 三六〇円
略	略	略

備考

- 一・二 略
- 三 駐車料金の額は、駐車時間について、この表の区分により計算して得た額とする。ただし、駐車時間二十四時間ごとに、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額を上限とする。
- (一) 大型自動車等駐車場 一、〇三〇円
 - (二) 立体駐車場 七二〇円
 - (三) 第一駐車場及び第二駐車場 五一〇円

- 四 第三駐車場 三二〇円
- 四 前号の規定による駐車料金の額が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額を超えるときは、当該額を駐車料金の額とする。ただし、駐車時間が四百八十時間を超えるときは、当該額に入車後四百八十時間を超えた時から出車する時までの時間について前号の規定に基づき計算して得た額を加えて得た額を駐車料金の額とする。
- (一) 大型自動車等駐車場 二、一〇〇円
 - (二) 立体駐車場 二、九三〇円
 - (三) 第一駐車場及び第二駐車場 二、一〇〇円
 - (四) 第三駐車場 一、二五〇円
- 五 略

- 四 第三駐車場 三一〇円
- 四 前号の規定による駐車料金の額が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額を超えるときは、当該額を駐車料金の額とする。ただし、駐車時間が四百八十時間を超えるときは、当該額に入車後四百八十時間を超えた時から出車する時までの時間について前号の規定に基づき計算して得た額を加えて得た額を駐車料金の額とする。
- (一) 大型自動車等駐車場 二、〇六〇円
 - (二) 立体駐車場 二、八八〇円
 - (三) 第一駐車場及び第二駐車場 二、〇六〇円
 - (四) 第三駐車場 一、二三〇円
- 五 略

秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例の一部改正（第七条による改正）

新

旧

備考 略	センターハウス		略	区分	使用料の額
	略	研修室 会議室			
備考 略	センターハウス		略	区分	使用料の額
	略	研修室 会議室			

別表（第六条、第十三条関係）